

# 株式会社明哲貿易 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社明哲貿易と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 旅行業法に基づく旅行業
2. 旅行業法に基づく旅行業代理店業
3. 通訳及び国際観光案内業務
4. 道路旅客運送業
5. 航空券、乗車券類の受託販売
6. 損害保険代理業
7. ホテル業
8. 飲食店業
9. 労働者派遣事業
10. 邦人及び外国人の留学・就業・技能習得に関するコンサルタント業務
11. 国際貿易に関するコンサルタント業務
12. 輸出入貿易業及び輸出入物品の販売業
13. 健康食品及びサプリメントの研究開発、製造及び販売業並びにそれらに係るコンサルタント業務
14. インターネットを利用した通信販売業
15. 古物営業
16. 一般清掃業務及び管理業務
17. 内装業
18. 農畜産物及び水産加工品の国内販売及び輸出入
19. その他前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ広告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくはその代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(招 集)

第14条 当会社お定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日の5日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、召集の手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理得権を証する初演を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の容量及びその結果等を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印して、株主総会に被から10年間本店に備え置くものとする。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第23条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期满了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取締役が2名以上いるときは代表取締役1名を置き、当該取締役を社長とする。

2 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(報酬及び退職慰労金)

第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

本定款は、現行定款と相違ない。

令和 年 月 日

株式会社明哲貿易

代表取締役 加藤 淑子

